

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医療機関等の指定(保険課)
- 土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)
- 県営土地改良事業計画の決定(二件)(〃)
- 県営土地改良事業計画の変更(〃)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定の解除(森林保全課)
- 区画漁業権の免許の内容たるべき事項等(水産課)
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇ 教 委 告 示 鳥取県指定保護文化財の指定の解除(文化課)
- ◇ 公 告 行政書士試験の実施(市町村振興課)
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	類 別		
5526	雑誌その他 の刊行物	ゾラベッコ 1996 3月号	雑誌	16487-3	英知出版
5527	〃	レモンノート 1996.3	雑誌	09673-3	英和出版社
5528	〃	クラックシユ 1996 3月号	雑誌	03267-3	株式会社 コアラガジン
5529	〃	ニヤソツ倶楽部 1996 3月号	雑誌	17017-3	株式会社 コアラガジン
5530	〃	ゾーババ 創刊3号 1996.3	雑誌	05565-3	株式会社 遊 舎
5531	〃	きのこのもりもり	BOOK NO.	AMH-04	スラフプラン
5532	〃	セクシャルゲーム	S-061		ハードブレイン キッズカンパニー
5533	〃	さくらんぼ通信 1996.3	雑誌	14013-3	株式会社 大洋書房

5534	〃	ニルキー通信	雑誌コーポ	株大	社房
5535	〃	1996 U.S.A.ポルノカタログ DICK 3月増刊号	雑誌16516-3	株大	社房
5536	〃	初濡れしちやった	NO. 72	北陽	出版
5537	〃	UR E C C O MARCH.1996 VOL.117 03	雑誌01851-3	北陽	出版
5538	〃	桃クラーム 第4号 劇画スペシャル3月10日増刊号	雑誌03614-3	北陽	出版
5539	〃	投稿ドッキリ写真 1996 3月号	雑誌コーポ	北陽	出版
5540	〃	メンズパラダイス 1996MAR.vol.12 雑誌3月号増刊	雑誌09012-03	北陽	出版
5541	〃	漫画ストロング 1996 7月号	雑誌03693-7	北陽	出版
5542	〃	漫画ピンクタイム 1996 4月号	雑誌18383-4	北陽	出版
5543	〃	奥さまがお呼び 漫画フライトスペシャル7月増刊号	雑誌コーポ	北陽	出版
5544	〃	漫画エロトラ 1996 7月号	雑誌18323-7	北陽	出版
5545	〃	人妻熱いあそび 漫画オリンピア増刊7月号	雑誌コーポ	北陽	出版
5546	録画テープ	私は痴女 第6報告書	AS-02	北陽	出版

鳥取県告示第四百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
医療法人中島整形外科医院	鳥取市新九三―五	平成八年七月一日
宮崎内科医院	鳥取市吉成二丁目一四―三三	〃
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷一―五七	〃
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三	〃
池淵医院	境港市栄町八八	〃
医療法人社団阿曾皮膚科クリニック	境港市上道町三三一―八一	〃
鳥取県家保健所	八頭郡家町大字郡家四〇	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	〃
医療法人尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	〃
太田原医院	気高郡気高町大字宝木八二七―五	〃
医療法人社団 キマチ外科・整形外科医院	西伯郡名和町大字富長七五―五	〃
鳥取県根雨保健所	日野郡日野町根雨七―一	〃
医療法人社団松田医院	日野郡日野町根雨三二―九	〃
国立療養所西鳥取病院	鳥取市三津八七六	〃
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通り三丁目三〇―一	〃
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇	〃
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田827	〃

医療法人社団中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	平成八年七月一日
谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目五〇四―一八	〃
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目一四―三一	〃
医療法人社団彦歯科医院	米子市東福原六丁目三―四三	〃
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇四	〃
大嶋歯科医院	鳥取市杉崎五九九―一	平成八年七月二日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉二二五五	〃
おくだクリニク	岩美郡岩美町大字大谷三三七三―三	平成八年七月六日
休日急患歯科診療所	鳥取市富安二丁目八四	平成八年七月七日
上賀茂診療所	八頭郡那家町大字稲荷二二―一二	平成八年七月十日
ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治八一三―二	平成八年七月一日
薬局レセータ	米子市中島三九一―一	〃
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井町一丁目八―七	〃
ひかり調剤薬局	倉吉市東巖城町五六	〃
有限会社 加藤調剤薬局	倉吉市山根五三一―四	〃
有限会社 いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷三三七三―五	〃
有限会社 こやま薬局東支店	鳥取市湖山町東五丁目五〇四―二	平成八年七月二日

鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 中 曾 亨 米子市福万三二九

〃 高 橋 英 紀 米子市尾高一五八

〃 松 田 輝 夫 西伯郡岸本町吉定四五〇

平成八年四月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 高 橋 英 紀 米子市尾高一五八

〃 河 合 肇 西伯郡岸本町岸本二九四

〃 高 橋 定 米子市石州府四四三

平成八年五月一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碓町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	谷本 伊勢雄	東伯郡赤碕町大字竹内五八〇
〃	小林 弘美	東伯郡赤碕町大字赤碕四七
〃	森 嘉男	東伯郡赤碕町大字赤碕一六五一
〃	大島 忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕一五一九
〃	小倉 萬造	東伯郡赤碕町大字赤碕四〇六一
〃	大黒 泰平	東伯郡赤碕町大字赤碕五五四一
〃	小松 一雄	東伯郡赤碕町大字赤碕七七九
〃	入江 勝太郎	東伯郡赤碕町大字別所四四四
〃	丸本 忠良	東伯郡東伯町大字八橋一七三五
〃	鉄本 忠宏	東伯郡東伯町大字八橋一四九四
〃	西村 達雄	東伯郡赤碕町大字出上三八六
〃	澤田 行光	東伯郡赤碕町大字出上一五一一七
〃	高橋 廣吉	東伯郡赤碕町大字勝田一八九
〃	財賀 幸紀	東伯郡赤碕町大字佐崎一四五
〃	中井 勲	東伯郡赤碕町大字竹内三七二
〃	石賀 収	東伯郡赤碕町大字竹内二九四
〃	入江 忠夫	東伯郡赤碕町大字宮木三一〇一一
〃	高力 博文	東伯郡赤碕町大字高岡三六六
〃	永田 邦義	東伯郡赤碕町大字匏津一三一―五
〃	湯原 昭宣	東伯郡赤碕町大字八幡九八六
〃	秦野 正志	東伯郡赤碕町大字湯坂七三
〃	石賀 昭一	東伯郡赤碕町大字尾張一七三―三
〃	杉山 輝	東伯郡赤碕町大字松谷五九七―一
〃	石賀 巖	東伯郡赤碕町大字西宮七四
〃	川上 喜八郎	東伯郡赤碕町大字高岡二八四

平成八年六月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	谷本 伊勢雄	東伯郡赤碕町大字竹内五八〇
〃	小林 弘美	東伯郡赤碕町大字赤碕四七
〃	森 嘉男	東伯郡赤碕町大字赤碕一六五一
〃	大島 忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕一五一九
〃	小倉 萬造	東伯郡赤碕町大字赤碕四〇六一
〃	大黒 泰平	東伯郡赤碕町大字赤碕五五四一
〃	小松 一雄	東伯郡赤碕町大字赤碕七七九
〃	入江 徹	東伯郡赤碕町大字別所四一七―一
〃	丸本 忠良	東伯郡東伯町大字八橋一七三五
〃	鉄本 忠宏	東伯郡東伯町大字八橋一四九四
〃	西村 達雄	東伯郡赤碕町大字出上三八六
〃	澤田 行光	東伯郡赤碕町大字出上一五一一七
〃	高橋 廣吉	東伯郡赤碕町大字勝田一八九
〃	財賀 幸紀	東伯郡赤碕町大字佐崎一四五
〃	中井 勲	東伯郡赤碕町大字竹内三七二
〃	小川 道雄	東伯郡赤碕町大字竹内二七一
〃	入江 忠夫	東伯郡赤碕町大字宮木三一〇一一
〃	高力 博文	東伯郡赤碕町大字高岡三六六
〃	永田 邦義	東伯郡赤碕町大字匏津一三一―五
〃	湯原 昭宣	東伯郡赤碕町大字八幡九八六
〃	秦野 正志	東伯郡赤碕町大字湯坂七三
〃	石賀 昭一	東伯郡赤碕町大字尾張一七三―三
〃	杉山 輝	東伯郡赤碕町大字松谷五九七―一
〃	山田 道雄	東伯郡赤碕町大字西宮二一一

川 上 喜八郎 東伯郡赤碓町大字高岡二八四
平成八年六月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を平成八年七月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を平成八年七月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山地域総合整備事業佐治川流域地区農道整備、農業用排水、区画整理及びため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場及び用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農同整備事業東高尾第二地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大国地区区画整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五号の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業上高野地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成八年七月三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
若桜町	農村総合整備事業吉川地区農道整備	平成八年三月十五日
〃	農村総合整備事業畚米地区農道整備	平成八年三月二十五日
〃	農村総合整備事業小船地区農業用排水	平成八年三月二十五日

鳥取県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本谷三三九三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区等を次のとおり定め、同条第五項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公示番号海区第四号

一 免許の内容たるべき事項

（一） 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類

漁業の名称

漁業の時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月二十一日から翌年四月三十日まで

（二） 漁場の位置 西伯郡大山町地先

（三） 漁場の区域 次のアからカまでを順次直線で結んだ線及びアとカを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第三十五号 平田漁港防波堤燈台

ア 基点第三十五号から一四度〇〇分一六九メートルの点

イ 基点第三十五号から一三四度〇〇分二九八メートルの点

ウ 基点第三十五号から一五三度〇〇分三九四メートルの点

エ 基点第三十五号から一七六度三〇分四七七メートルの点

オ 基点第三十五号から一九七度〇〇分三七四メートルの点

カ 基点第三十五号から一八三度〇〇分六七メートルの点

二 制限又は条件 なし

三 免許予定日 平成八年九月一日

四 申請期間 平成八年七月十二日から同月三十一日まで

五 地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

六 存続期間 平成八年九月一日から平成九年八月三十一日まで

鳥取県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、赤碕町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第五百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年二月十六日 鳥取県指令都計三―二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字中町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寿町七五七

株式会社中村石油店

代表取締役 中村 辰夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年七月十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

名 称	員 数	所有者	所有者の住所	所在の場所	解除年月日
谷畑遺跡祭祀関係遺物一括		倉吉市	倉吉市葵町七三二	倉吉市仲ノ町 三四四五―八 倉吉博物館	平成八年六月二十七日
一 土製品	五十五箇				
人形土製品	二十三箇				
動物形土製品	二箇				
小型器台形土製品	七箇				
鈎状土製品	十四箇				
円板状土製品	一箇				
土錐	一箇				
小玉	一箇				
一 石製小玉	二百一十一箇				
一 手捏土器	一括				
附土器、土製品片					
以上東側遺物集中地区出土					
一 土製品	一箇				
動物形土製品	一箇				
円板状土製品	一箇				
模造鏡	五箇				
丸玉	一箇				
有孔土玉	二箇				
一 勾玉	一箇				
一 かまど	七箇				
一 手捏土器	三十三箇				
以上西側遺物集中地区出土					

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成8年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成8年7月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成8年10月27日（日）午後1時から午後4時45分まで
- 2 試験の場所
鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館
- 3 試験の方法
次の事項について筆記試験により行う。
(1) 行政書士の業務に必要な法令
行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。
(2) 一般教養
(3) 論述（800字）
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条に規定する者
(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

- (3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 5 特例措置の実施
身体機能に著しい障害のある者は、障害の状態により必要な措置がとられることがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。
- 6 受験願書の受付の期間及び時間
(1) 平成8年9月2日（月）から同月20日（金）までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受け付けない。
なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書することとし、平成8年9月20日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。
(2) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 受験願書の提出先
郵便番号680-70 鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部市町村振興課（鳥取県庁本庁舎3階）
- 8 受験願書の添付書類
(1) 受験資格を有する者であることを証明する書類（卒業証明書等）
(2) 写真（出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0cm、横4.0cmのもの、その裏面に氏名を記入したもの）
- 9 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、6,900円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 受験票の交付
受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。
- 11 合格者の発表
試験に合格した者の氏名は、平成9年1月第3週に鳥取県公報により公表し、かつ、

鳥取県庁本庁舎1階の掲示版に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知し、行政書士試験合格証を交付する。

12 その他

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において平成8年8月1日(木)から交付する。

鳥取県総務部市町村振興課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東巖城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市樫町一丁目160

なお、郵便で受験用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、鳥取県総務部市町村振興課あてに請求すること。その場合80円切手を貼ったあて先明記の長形3号(縦120mm、横235mm)の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験開始後の遅刻者の取扱

試験開始後30分以上の遅刻をした者は、入室を認めない。

(3) 問い合わせ先

鳥取県総務部市町村振興課行政係 (電話 0857-26-7089)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成8年7月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所

において危険物の取扱作業に従事している者

2 講習の日時及び場所

(1) 平成8年8月19日(月) 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 平成8年8月21日(水) 午前10時から午後3時まで
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂

(3) 平成8年8月22日(木) 午前10時から午後3時まで
米子市樫町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

(4) 平成8年8月23日(金) 午前10時から午後3時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室

(5) 平成8年8月26日(月) 午前10時から午後3時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けである所定の用紙により作成した受講申請書を、平成8年7月15日(月)から同月26日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県生活環境部消防防災課(〒680-70鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7790)に提出すること。(郵送による場合は、平成8年7月26日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。